

在宅療養 ハンドブック

安心して療養をはじめるために



在宅療養ハンドブック

安心して療養をはじめるために

[発行] 平成31年3月 / 中野区

[改定] 令和5年3月

[企画・編集] 中野区地域包括ケア推進会議 在宅医療介護連携部会
中野区地域支えあい推進部 地域包括ケア推進課
〒164-8501 中野区中野4-11-19 電話 03-3228-5785



はじめに

医療や介護を受けながら
住み慣れた地域や自宅で生活することを
「在宅療養」といいます。

中野区では、医療や介護が必要になったときに備えて
これまで大切にしてきたことや
これから誰とどのように過ごしたいか
どんなケアを受けたいかなどについて
家族や大切な人、医療・介護関係者と話し合うことの大切さと
そのときに「在宅療養」が選択肢の一つとなるということを
区民のみなさんに知っていただきたいと考えています。

このハンドブックは
「在宅療養」とは実際どのようなものなのか
イメージできるような事例
「在宅療養」を支える様々な仕組みや
医療や介護のサービスなどについて紹介しています。
また、状況に応じた相談先も掲載しています。

このハンドブックを
あなたらしい療養生活を送るうえで
ご活用いただければ幸いです。

目次

● 在宅療養をはじめるとき	2
● まずどこに相談すればいいのでしょうか	4
● 在宅療養を支えるネットワーク	8
● 在宅療養に対応できる医療機関を探す	9
● 在宅療養をお手伝いする職種・サービス	10
● 社会福祉協議会の事業	15
● 在宅療養についての相談ができるその他のところ	16
● 在宅療養に関する保険制度と費用負担	17
● 相談窓口一覧	22



まずどこに相談すればいいのでしょうか？

1. 現在入院されている方の場合

まず入院されている病院の 「医療相談室」に 相談してみましょう

医療相談室で
何をしてもらえるの？



病気になったことが原因で生活面での問題を抱えてしまった入院及び外来の患者さんの、さまざまなご相談をお受けしています。患者さんやご家族が相談する中で一緒に考え、問題解決へ向けた糸口をつかめるようにお手伝いをさせていただいている。

例えば…

「退院していいと言われたけれど介護が必要になってしまった」
「医療処置が必要な状態で退院ができるのだろうか」

など

実際に入院中の患者さんが退院後に在宅にもどられるにあたり、在宅医をはじめとした地域のさまざまな関係機関と連携を図り、退院を迎えるまで一緒にご相談を進めています。

*病院によって相談窓口の名称は異なります。
(例：医療福祉相談室等)

*相談窓口には、ソーシャルワーカー（社会福祉士）・退院調整看護師もしくはそれに準ずる職員が配置されています。

2. 65歳以上の方の場合

担当の「地域包括支援センター」へ ご相談ください

地域包括支援センターでは
どんな相談ができるの？

お住いの担当の
地域包括センターは → P22
～P25

- 地域包括支援センターでは、高齢者やご家族から健康づくり、医療、介護など生活全般に関する各種相談をお受けして、適切なサービスが利用できるよう支援します。
- 相談を受けるのは保健師または看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなど、専任の保健・福祉の専門職員です。
- ご本人やご家族の状況やそれぞれのご希望を確認し、介護保険のサービスが必要であれば、申請方法、サービス内容の説明、ケアマネジャーの紹介等、スムーズにサービス開始につながるための支援をいたします。
- 医療機関や他の職種との調整や、介護保険以外のサービスについても利用のお手伝いをします。
- 病院から退院される場合も、医療相談室やケアマネジャーと連携しながら、安心して在宅療養が開始できるよう支援いたします。

担当の地域包括支援センターに直接おいでいただいても
お電話でも結構ですので、ご相談ください。

すでに介護保険の認定を受けていて、担当ケアマネジャーがいる方は、担当ケアマネジャーにご相談ください。

ケアマネジャーとは → P7

3. 65歳未満の方の場合

「すこやか福祉センター」へご相談ください

すこやか福祉センターでは
どんな相談ができるの？

お住いの担当の
すこやか福祉センターは

→ P22
～P25

すこやか福祉センターは
子育て、保健・福祉、支えあいの地域拠点として、
相談、支援のほか各種事業やサービスの提供を行います。
また、関係機関と連携し在宅療養を支援します。

4. 医療処置(点滴、吸引、胃ろう等)を受けながら在宅療養する方

終末期を在宅で療養することを希望している方などの場合

「在宅療養相談窓口」へご相談ください

在宅療養相談窓口では
どんな相談ができるの？



在宅療養相談窓口は

→ P25

- ご本人、ご家族の方、どなたからのご相談もお受けします。
- 医療や介護を受けながら生活するために、どんな職種がどのような関わりができるか、生活や病状、ご希望をお聞きしながら、往診や訪問診療、訪問看護をしている機関の情報を提供するなどして、在宅療養のお手伝いをします。
- お住いの地域の相談窓口をご紹介するなど、医療と介護の橋渡しをします。

在宅療養が必要になったときの相談窓口

入院している場合は
まず病院の相談室へ



医療相談室

在宅の方は
地域の相談窓口へ

地域包括支援センター

居宅介護支援事業者
(ケアマネジャー)

すこやか福祉センター

在宅療養相談窓口

連携

相談窓口一覧 → P22
～P25



介護支援専門員とは？

(通称：ケアマネジャー・ケアマネ)

介護が必要となり、要介護や要支援と認定された方が介護保険制度を利用する上で、ご本人やご家族と相談しながら、生活全般を支えるためのケアプランづくりや、実際に介護を行うヘルパー等のサービス調整を行います。

在宅療養を支えるネットワーク

中野区では、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場での暮らしを続けていくために、医療、介護、介護予防、住まいなどの支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めています。医療や介護の専門職や関係機関がネットワークを組み、ボランティアや地域の方々とも協力して皆さんのが在宅療養を支援します。



在宅療養に対応できる医療機関を探す

	サービス内容	相談先
かかりつけ医の紹介	地域にかかりつけ医がない方、在宅診療を希望する方に、適切な医療機関をご紹介します。	中野区医師会 電話 03-3384-1335 時間 9時～17時 休み 土・日・祝
かかりつけ歯科医の紹介	通院が難しい方に訪問診療を行なっている区内のかかりつけ歯科医をご紹介します。	スマイル歯科診療所 電話 03-5380-0334 時間 9時～12時 13時～17時 休み 月・金・祝
在宅訪問薬剤管理を行っている薬局の紹介	在宅療養をしている方で薬に関してお困りの方に訪問して薬剤の管理指導ができる薬局をご紹介します。	中野区薬剤師会 電話 03-5330-8934 時間 10時半～13時半 14時半～17時 (土：11時～13時) 休み 日・祝

インターネットでも
情報が得られます

東京都医療機関案内サービス
ひまわり

東京都ひまわり

<https://www.himawari.metro.tokyo.jp/>

東京都薬剤師会
在宅訪問薬剤管理実施可能薬局検索システム

東京都 在宅訪問薬剤師

<http://zaitaku-toyaku.jp/>



在宅療養をお手伝いする職種・サービス

あなたの在宅療養をお手伝いする こんな職種、こんなサービスがあります

在宅医

在宅療養を始めるときは、
まず自宅に訪問してくれる医師を探しましょう。
在宅医は在宅療養の要となる職種です。

病院の専門医や他の職種と連携して、あなたの在宅療養を支えます。

かかりつけ医のいる方は、まずかかりつけ医にご相談ください。

医師が定期的に患者宅を訪問して、診療（訪問診療）を行います。

必要に応じて24時間対応できる体制や、看取りまで対応可能な在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院があります。



訪問看護師

訪問看護師はかかりつけ医の指示のもと必要な看護を提供し、自分らしい暮らしを送るように支援します。



病気・障害の状態や生活機能、精神状態などを専門的に判断し、かかりつけ医と連携を取りながら、機能の維持や向上、可能な限り予防や自立を目指したケアをします。年齢や疾患名により医療保険か介護保険を使い、費用は1～3割の自己負担や公費となります。

ご利用は、お近くの訪問看護ステーション、かかりつけ医やケアマネジャーなどへ気軽にご相談ください。

訪問看護の具体的な内容

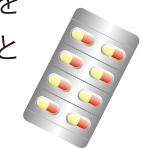
- 病状・障害の観察と処置：病状の変化の判断と医師の指示による診療の補助（点滴など）
- 医療機器の管理（在宅酸素、人工呼吸器、膀胱カテーテル、人工肛門など）
- ご家族への介護支援・相談
- 摂食・えん下（栄養）指導・相談
- リハビリテーション
- 床ずれの予防と手当、排泄に関する相談・介助
- 清潔ケア（入浴含む）
- 服薬支援・相談
- 看取り（ターミナル）ケア



訪問薬剤師

かかりつけ医と連携し、来局が困難な患者さんのお宅を調剤した薬を持参して訪問し、適切な薬剤療法のためにさまざまな支援をします。

お薬は一番信頼のおける身近な「かかりつけ薬局・薬剤師」を常日頃から利用し、通院から在宅へ変わった時でも、いつもと同じ薬局・薬剤師から継続的に支援をしてもらいましょう。



訪問薬剤師の具体的な内容

- お薬の効果の確認や副作用が出ていないかどうかの体調チェック
- 他の薬や食品との飲み合わせ確認や、保存方法等の薬剤管理
- 数が多くて飲み忘れるなどの場合は、飲み方が同じ薬を一包化するなど、その方に適した正しい服薬ができるような支援
- 飲み込みが難しい方には粉碎したり、口腔内崩壊錠への変更などお薬が飲みやすくなる提案
- 飲み残したお薬がたくさんある場合には、有効利用する提案
- 居宅で用いる医療材料や介護用品等の販売

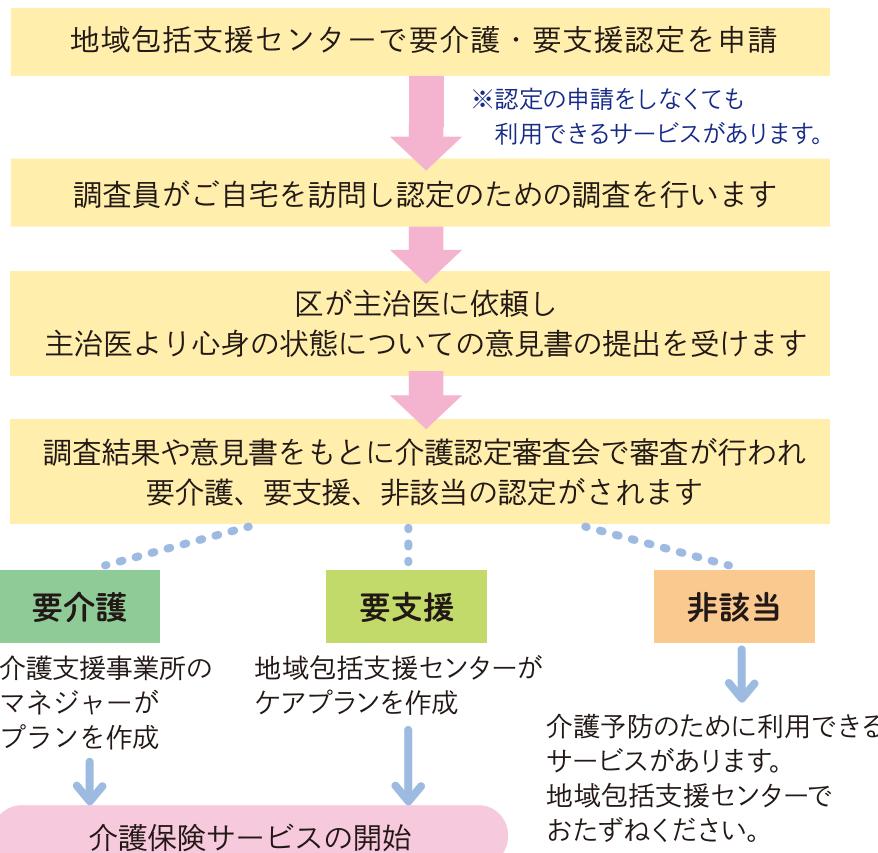
介護保険

介護や日常生活に支援が必要になったときに、区の認定を受けてサービスが利用できる制度です。40歳以上の人人が被保険者です。

1. 対象者

- 65歳以上の人（第1号被保険者）
- 加齢に伴って生じた病気（特定疾病）により、介護や支援が必要になった40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）

2. サービスを受けるには



3. 費用

- 利用者負担は所得に応じて、原則として費用の1割～3割です。
- 利用者負担は所得に応じて、高額介護サービス費などの負担軽減になる制度があります。
- これ以外にも医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士による訪問指導などは、病名や状態により介護保険の適用となります。
- 介護の認定結果は申請から30日程度要します。
- 要介護認定の結果が出る前にサービス利用を希望する場合は、地域包括支援センターやケアマネジャーにご相談ください。



人生会議

～アドバンス・ケア・プランニング(ACP)～

を考えてみませんか？

人生会議（ACP）とは、将来病気になったり、介護が必要になったりしたときに備え、これまで大切にしてきたことや、希望する医療や介護のことなどについて、家族や大切な人、医療・介護関係者と共にあらかじめ考え、繰り返し話し合うプロセスのことです。

中野区では、ACP普及啓発冊子「わたしの思い手帳」・リーフレットの配布や講演会・パネル展の開催等、さまざまな取り組みを行っています。

詳細は、中野区ホームページをご覗ください。



中野区 人生会議

検索

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/172050/d031459.html>

